資料2一1 平成30年度第4回 関東地方整備局 事業評価監視委員会

平成30年度第4回 事業評価監視委員会一括審議案件一覧

事第区分	E >	事業名	再評価 理由 ※1	事業採択	前回評価	全体 事業費 (億円)	完成 予定度 ※2	B/C	前回評価からの主な変更点及び理由	再評価の視点	対応方針 (原案)
道路		一般国道17号 新大宮上尾道路(与野~上尾南)	1	H28	-	約 2,000	H38	1.8	事業に変更はない	当該事業は、国道17号バイパス及び国道17号現道の渋滞緩和、都心方面へのアクセス性向上による地域の産業活動の支援、住民の安全性向上、信越、東北方面との物資輸送等の速達性向上に寄与する観点から、事業の必要性・重要性は高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	継続
		一般国道20号 新山梨環状道路(広瀬~桜井)	1	H28	_	約230	H37	1.6	争業に変更はない	当該事業は、甲府都市圏の交通渋滞の緩和、地域間の 連絡強化による連携・交流の促進、観光の支援等の観点 から、事業の必要性・重要性は高く、引き続き事業を継続 することが妥当と考えます。	継続

※1 再評価理由

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
- (経過措置で、審議件数を平準化するために3年目に実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※2 費用便益比算定上設定した完成予定年度等。

※3 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないこと等から、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。 計算条件に用いた事業期間は、前回評価時の結果を用いているため、完成予定年度と異なる場合がある。